

平成30年6月定例会提出議案概要（記者発表資料）

1	招集告示日	平成30年5月28日	
2	招 集 日	平成30年6月4日	
3	提出議案件数	24件	
		予 算 3件	
		条 例 6件	
		その他 15件	
4	議案等件名		
	議案第59号	西条市税条例の一部を改正する条例の専決処分 について	1
	議案第60号	平成30年度西条市一般会計補正予算（第3回） について	別 冊
	議案第61号	平成30年度西条市公共下水道事業特別会計補 正予算（第1回）について	
	議案第62号	平成30年度西条市水道事業会計補正予算（第 1号）について	
	議案第63号	財産の取得について	2
	議案第64号	権利の放棄について	3
	議案第65号	新たに生じた土地の確認について	4
	議案第66号	字の区域の変更について	5
	議案第67号	土地改良事業の施行について	6
	議案第68号	西条市景観条例について	7
	議案第69号	西条市税条例等の一部を改正する条例について .	8
	議案第70号	西条市国民健康保険税条例の一部を改正する条 例について	9
	議案第71号	西条市放課後児童健全育成事業の設備及び運営 に関する基準を定める条例の一部を改正する条 例について	11
	議案第72号	西条市介護保険条例の一部を改正する条例につ いて	12
	議案第73号	西条市指定地域密着型サービスの事業の人員、 設備及び運営に関する基準等を定める条例の一 部を改正する条例について	13
	議案第74号	工事請負契約の締結について	14

報告第 1 号	平成 2 9 年度西条市繰越明許費繰越計算書について	1 5
報告第 2 号	西条市土地開発公社の経営状況について	1 6
報告第 3 号	公益財団法人佐伯記念育英会の経営状況について	1 7
報告第 4 号	株式会社西条産業情報支援センターの経営状況について	1 8
報告第 5 号	交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定の専決処分について	1 9
報告第 6 号	交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定の専決処分について	2 0
報告第 7 号	交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定の専決処分について	2 1
報告第 8 号	権利の放棄について	2 2

議案第 59 号 西条市税条例の一部を改正する条例の専決処分について

(市民税課・資産税課・納税課)

1 提出の理由

地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)等が公布され、その一部が本年4月1日から施行されることとなったため、西条市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものである。

2 概要

(1) 固定資産税に係る改正

課税標準額が一定水準に達すると税負担が据え置かれる現行の措置について、期間を平成30年度から平成32年度まで3年間延長する。

(2) 法人市民税に係る改正

法人市民税の延滞金は、通常、法定納期限の翌日から実際の納付日までの日数に応じて計算するものであるが、今回の改正は、納期限延長の場合の延滞金について、申告後に減額更正され、その後更に増額更正等があった場合には、増額更正等により納付すべき税額のうち延長後の申告期限前に納付されていた部分は、その納付されていた期間を控除して計算するものである。

3 施行期日

平成30年4月1日

議案第 6 3 号 財産の取得について

(契 約 課)

1 提出の理由

財産を取得するため、西条市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成16年西条市条例第48号)第3条の規定により、議会の議決を求めようとするものである。

2 概要

(1) 品名

化学消防ポンプ自動車Ⅱ型(西消防署配備)

(2) 取得金額

68,364,000円

(3) 取得相手方

松山市西垣生町815番地の2

株式会社音次商会

代表取締役 中 矢 誠 二

議案第64号 権利の放棄について

(農業水産課)

1 提出の理由

権利の放棄について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 放棄する権利の種類

西条市が愛媛県漁業信用基金協会のその他一般資金に係る保証業務に必要な資金を充てるべきものとして出資している出資金に係る払戻請求権

	現 在	左欄のうち放棄分
出資口数	97口	32口
出資金額	4,850,000円	1,600,000円

3 放棄の理由

愛媛県漁業信用基金協会の財務内容を改善し、その信用及び保証能力の向上を図り、もって県内中小漁業者の金融の円滑に資するため。

4 放棄により利益を受ける者

松山市二番町4丁目6番地2

愛媛県漁業信用基金協会

理事長 大 城 一 郎

議案第65号 新たに生じた土地の確認について

(港湾河川課)

1 提出の理由

新たに生じた土地の確認について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 概要

平成30年3月30日付けで公有水面埋立工事のしゅん功認可を受けた、西条市大新田275番の地先に造成された面積36,722.77平方メートルの土地が、西条市の地域であることの確認を行うものである。

議案第66号 字の区域の変更について

(港湾河川課)

1 提出の理由

愛媛県及び西条市が埋立てを行った36,722.77平方メートルの土地を、「新たに生じた土地」として確認後、区域を設定する必要があり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 概要

新たに生じた土地を、隣接地である「大新田」の区域に編入しようとするものである。

議案第67号 土地改良事業の施行について

(農林土木課)

1 提出の理由

西条市飯岡戻川地区における愛媛県単独土地改良事業の実施に当たり、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第2項の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 概要

(1) 地区名

西条市飯岡戻川地区

(2) 工種

かんがい排水（揚水施設）

(3) 事業費

5,400,000円

(4) 受益面積

11.5ヘクタール

(5) 事業概要

ア 施行年度

平成30年度（単年度）

イ 施設概要

水中ポンプ（口径150ミリメートル） 1台

議案第68号 西条市景観条例について

(都市計画整備課)

1 提出の理由

景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の施行及び法の規定に基づき本市が平成30年3月16日に策定した西条市景観計画に関し必要な事項を定めるため、所要の条例を制定するものである。

2 概要

- (1) 市長は、景観計画において、定めている景観区域のうち、良好な景観の形成を特に推進することが適当と認める区域を景観形成重点地区と定めることができる。
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、西条市景観審議会を置くこととし、併せて同審議会の所掌事務を定める。
- (3) 景観法の規定により、届出の対象となる建築物の新築、工作物の新設、開発行為等の行為のうち、景観計画に基づき、本市においては、届出を要しない行為を定める。
- (4) 景観法の規定による勧告をしようとする場合において、必要があると認めるときは、西条市景観審議会の意見を聴くものとする。

3 施行期日

平成30年10月1日

議案第 69 号 西条市税条例等の一部を改正する条例について

(市民税課・資産税課)

1 提出の理由

地方税法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 3 号）等が公布されたことに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

(1) たばこ税の見直し

ア 市町村たばこ税の税率を平成 30 年 10 月 1 日から 3 段階で引き上げる。

【税率：1,000 本当たり】

	現 行	H30. 10. 1	H32. 10. 1	H33. 10. 1
市町村たばこ税	5,262 円	5,692 円	6,122 円	6,552 円

イ 加熱式たばこの課税方式の見直し

加熱式たばこは、現在、製品重量 1 グラムを紙巻たばこ 1 本に換算して課税されているが、新たに「重量」と「価格」を紙巻たばこの本数に換算する方式に変更する。

なお、課税方式の見直しについては、平成 30 年 10 月 1 日から実施し、5 年間かけて段階的に移行する。

(2) 特定法人の法人市民税に係る電子申告の義務化

資本金 1 億円超の普通法人等に対して、法人の市民税の電子申告を平成 32 年 4 月 1 日から義務化

(3) 個人所得課税の見直し

給与所得控除・公的年金等控除からの基礎控除への振替等に伴う個人市民税の非課税基準の引上げ等を平成 33 年 1 月 1 日から実施

(4) 固定資産税に関する改正

生産性向上特別措置法（平成 30 年法律第 25 号。革新的事業活動による生産性の向上の実現のための臨時措置法）が制定されたことから、同法の施行の日から平成 33 年 3 月 31 日までの間において市の計画に適合し取得される中小事業者の先端設備等に係る固定資産税について、最初の 3 年間、課税標準額を零とする。

議案第70号 西条市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

(市民税課)

1 提出の理由

地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第125号）が施行されたことに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

(1) 国民健康保険税の基礎課税額の限度額を、54万円から国が示す限度額基準の58万円に引き上げる。

区 分	課 税 限 度 額	
	改正案	現 行
基礎課税額	<u>58万円</u>	<u>54万円</u>
後期高齢者支援金等課税額	(現行どおり)	19万円
介護納付金課税額	(現行どおり)	16万円

(2) 国民健康保険税の軽減措置における軽減判定所得の引上げ

ア 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乘すべき金額を現行の27万円から27万5,000円に引き上げる。

イ 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乘すべき金額を現行の49万円から50万円に引き上げる。

区 分	軽減対象世帯の判定基準	
	改正案	現 行
7割軽減世帯	(現行どおり)	世帯の合計所得 ≤ 330,000円
5割軽減世帯	世帯の合計所得 ≤ 330,000円 + <u>275,000円</u> × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者 [※] 数)	世帯の合計所得 ≤ 330,000円 + <u>270,000円</u> × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者 [※] 数)
2割軽減世帯	世帯の合計所得 ≤ 330,000円 + <u>500,000円</u> × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者 [※] 数)	世帯の合計所得 ≤ 330,000円 + <u>490,000円</u> × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者 [※] 数)

※特定同一世帯所属者…後期高齢者医療制度への移行に伴い国民健康保険の被保険者の資格を喪失した者であって、その後継続して同一の世帯に属するもの

3 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日

(2) 適用区分

改正後の条例の規定は、平成30年度以後の国民健康保険税について適用する。

議案第 7 1 号 西条市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
(子育て支援課)

1 提出の理由

「平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針（平成 29 年 12 月 26 日閣議決定）」において、放課後児童支援員の資格要件が拡大されたことを受けて、厚生労働省令の一部が改正されたことに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

放課後児童支援員の資格要件のうち、教諭資格について、教育職員免許法に規定する免許状を有する者に改める。

また、資格外のものについて、5 年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたものを加えようとするものである。

3 施行期日

公布の日

議案第72号 西条市介護保険条例の一部を改正する条例について

(高齢介護課)

1 提出の理由

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第38条第11項及び介護保険の国庫負担金の算定に基づき、第1号被保険者の保険料率について、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

西条市介護保険条例（平成16年西条市条例第137号）第4条第1項第1号に該当する者の介護保険料を、次のとおり引き下げる。

(1) 該当する者

- ・生活保護受給者
- ・老年福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の者
- ・世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の者

(2) 引下げ額等

	改正後	現 行
介護保険料 (年額)	33,100円	36,800円
対現行額比	△3,700円	—
対年額基準額 (73,600円) 比	約5%の引下げ	—
引下げ期間	平成30～32年度	—

3 施行期日

公布の日

議案第73号 西条市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

(高齢介護課)

1 提出の理由

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）が改正されたことに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

深刻化する介護人材不足を解消する手立てとして、以前から実施されている「介護職員初任者研修」に加えて、研修時間を短縮した「入門的研修」が、平成30年度に、新しく導入された。

ただし、当該研修の導入後においても、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び指定夜間対応型訪問介護で訪問サービスを提供する訪問介護員等については、従来どおり「介護職員初任者研修」の修了者とするものとされていることから、その旨に関する文言を加える。

3 施行期日

公布の日

議案第74号 工事請負契約の締結について

(契約課)

1 提出の理由

西教総工第1号氷見公民館整備事業の内建築主体工事について、請負契約を締結するため、西条市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年西条市条例第48号）第2条の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 概要

(1) 工事番号

西教総工第1号

(2) 工事名

氷見公民館整備事業の内建築主体工事

(3) 契約金額

188,784,000円

(4) 契約の相手方

西条市朔日市892番地

株式会社宮嶋組

代表取締役 宮嶋幸雄

(財政課)

1 提出の理由

繰越明許費を設定している事業について、平成30年度へ予算繰越の措置をしたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、議会に報告するものである。

2 繰越明許費繰越予算の概要

【一般会計】

○繰越明許費 17事業の合計

繰越額		1,422,495,000円
充当財源	国庫支出金	315,385,000円
	県支出金	133,036,000円
	市債	773,200,000円
	分担金	8,210,000円
	一般財源（繰越金）	192,664,000円

【公共下水道事業特別会計】

○繰越明許費 2事業の合計

繰越額		96,205,000円
充当財源	国庫支出金	41,686,000円
	市債	50,900,000円
	一般財源（繰越金）	3,619,000円

1 提出の理由

西条市土地開発公社の経営状況について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、議会に報告するものである。

2 西条市土地開発公社の経営状況の概要

(1) 平成29年度決算関係

事業報告書
財産目録
貸借対照表
損益計算書等

(2) 平成30年度予算関係

収益的収入及び支出予算		559,000円
資本的収入及び支出予算	収入	0円
	支出	0円
資金計画	受入	7,908,000円
	支払	7,173,000円

報告第3号 公益財団法人佐伯記念育英会の経営状況について

(社会教育課)

1 提出の理由

公益財団法人佐伯記念育英会の経営状況について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、議会に報告するものである。

2 公益財団法人佐伯記念育英会の経営状況の概要

(1) 平成29年度決算関係

事業報告書
正味財産増減計算書
貸借対照表
財産目録
監査報告書

(2) 平成30年度予算関係

経常収益	23,610,000円
経常費用	17,739,208円
差引（損益）	5,870,792円

報告第4号 株式会社西条産業情報支援センターの経営状況について

(産業振興課)

1 提出の理由

株式会社西条産業情報支援センターの経営状況について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、議会に報告するものである。

2 株式会社西条産業情報支援センターの経営状況の概要

(1) 平成29年度決算関係

事業報告
貸借対照表
損益計算書
販売費及び一般管理費
株主資本等変動計算書
個別注記表
決算監査意見書

(2) 平成30年度予算関係

収入予算	72,638,000円
支出予算	71,979,000円
差引（損益）	659,000円

報告第5号 交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定の専決処分
について

(総務課)

1 提案理由

交通事故に伴う和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定に基づき議会に報告するものである。

2 概要

和解の内容等

(1) 損害賠償の額

車両の損害に係る額 金251,457円

(2) 支払等

公益社団法人全国市有物件災害共済会から支払われる自動車損害共済金額の範囲内で相手方に支払う。

(3) 双方とも、その余一切の異議・請求の申立てをしない。

報告第6号 交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定の専決処分
について

(総務課)

1 提案理由

交通事故に伴う和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定に基づき議会に報告するものである。

2 概要

和解の内容等

(1) 損害賠償の額

車両の損害に係る額 金103,766円

(2) 支払等

公益社団法人全国市有物件災害共済会から支払われる自動車損害共済金額の範囲内で相手方に支払う。

(3) 双方とも、その余一切の異議・請求の申立てをしない。

報告第7号 交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定の専決処分
について

(健康医療推進課)

1 提案理由

交通事故に伴う和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定に基づき議会に報告するものである。

2 概要

和解の内容等

(1) 損害賠償の額

車両の損害に係る額 金96,400円

(2) 支払等

公益社団法人全国市有物件災害共済会から支払われる自動車損害共済金額の範囲内で相手方に支払う。

(3) 双方とも、その余一切の異議・請求の申立てをしない。

報告第8号 権利の放棄について

(水道業務課)

1 提出の理由

西条市債権管理条例（平成28年西条市条例第1号）第16条の規定により権利を放棄したので、同条例第17条の規定により、議会に報告するものである。

2 概要

水道使用者が死亡等の理由により、時効の援用がなされず累積している水道料金債権があり、回収が著しく困難又は不能となっていることから、債権の放棄をしたものである。

(1) 上水道料金債権

件数 8件

金額 103,837円

(2) 簡易水道料金債権

件数 1件

金額 17,865円